

1 総則

1-1 目的と構成

1-1-1 計画の目的

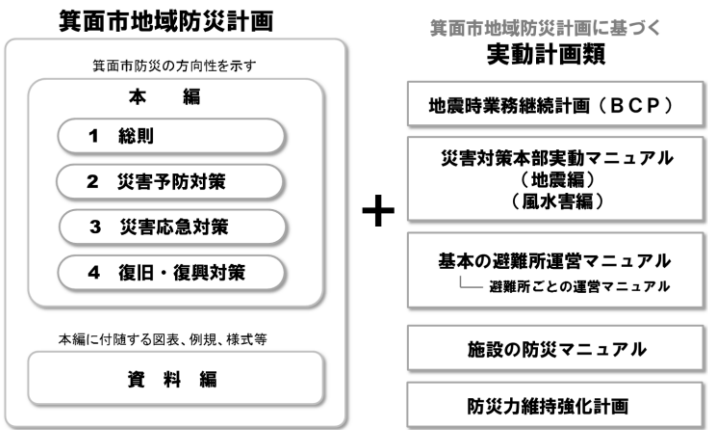
この計画は、災害対策基本法第 4 2 条（市町村地域防災計画）に基づき、箕面市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関して定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、箕面市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

削除: および

1-1-2 計画の構成

この計画は、目的及び全編に共通する事項を定める「総則」、平常時に行うべき諸対策について定める「災害予防対策」、災害発生直後または災害発生のおそれがあるときに被害拡大を防止するために行うべき諸対策について定める「災害応急対策」、災害発生から一定期間経過後に被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める「災害応急復旧・復興対策」で構成し、これらに付随する図表、例規等を「資料編」にまとめる。

この計画には、本市防災の方向性を示し、箕面市災害対策本部や職員等の実動に必要な詳細事項は、この計画に基づき作成する実動計画類に記す。

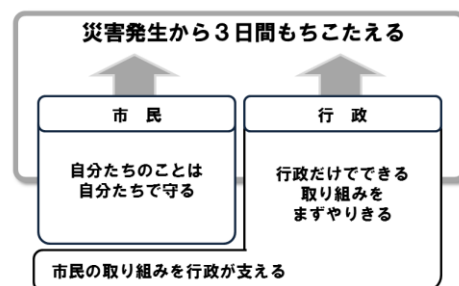


1-2 基本方針

市（行政）は、市民の命を守る責務を負っている。特に、多くの市民の命が重大な危機にさらされる災害に対して、予防対策、応急対策等を行うことにより、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」・「防災」は、最も基本的かつ重要な施策であることを肝に銘じ、市は、自らの力で実施できる防災に全力で取り組む。

一方で、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災及び平成28年の熊本地震の状況からも明らかのように、市全域に大きな被害が及ぶような大規模災害時において、「行政にできることは有限である」という事実は厳然と存在する。市は、その事実を直視し、真に災害に強いまちづくりを進める必要がある。

行政だけでは不可能でも、行政と市民一人ひとりが力を合わせて災害に対処することで、「災害に強い箕面」を実現することができることを市民に真摯に伝え、「自らの身は自ら守る」という市民の防災意識を高め、市民の取り組みを市が精いっぱい支える、行政と市民が一体となった防災体制の構築をめざす。



1-3 防災関係機関、市民・事業者の基本的責務

1-3-1 防災関係機関の基本的責務

1-3-1-1 市

市は、市民一人ひとりに最も近い行政機関として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

1-3-1-2 大阪府

府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務を支援し、その総合調整を行う。

1-3-1-3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

1-3-1-4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1-3-2 市民・事業者の基本的責務

1-3-2-1 市民の責務

市民は、自らの命を自ら守る自覚を持ち、平常時から災害に対して備えるとともに、地域の一員として、近隣住民と顔の見える関係を維持する。

災害時には、自らの安全を守るよう行動すると同時に、近隣住民の安否確認、救助、初期消火、負傷者・災害時要援護者（災害時において、何らかの配慮を要する者をいう。災害対策基本法上の要配慮者を含み、かつそれ以外の突発的な傷病等により援護等を要する者を総合的に呼ぶ。本計画において、以下同じ。）への援助等を実施するほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力に努める。

1-3-2-2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たすべき役割（従業員及び利用者の安全確保、帰宅困難者への対応、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献等）を十分に認識し、各事業者において、災害時の対応計画を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施するほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努める。

1-4 防災関係機関の業務の大綱

1-4-1 市

- ・ 防災組織の整備に関すること
- ・ 防災訓練に関すること
- ・ 防災に係る物資及び資機材の備蓄、整備並びに点検に関すること
- ・ 防災に係る設備及び施設の整備並びに点検に関すること
- ・ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること
- ・ 災害予警報等の伝達及び避難の勧告または指示に関すること
- ・ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
- ・ 被災者の救難、救助、救護、その他保護に関すること
- ・ 被災した児童及び生徒の安全確保に関すること
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- ・ 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること
- ・ 緊急輸送の確保に関すること
- ・ 災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関すること
- ・ 関係機関との連絡及び業務の調整に関すること
- ・ 各種復旧事業の推進に関すること
- ・ 災害融資等に関すること

1-4-2 大阪府**【危機管理室】**

- ・府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること
- ・市町村等防災関係機関との調整に関すること
- ・大規模災害時における救援物資の配送に関すること

【池田土木事務所】

- ・府所管公共土木施設の防災対策、水防活動に関すること
- ・はん濫警戒情報、はん濫危険情報、水防警報等の伝達に関すること
- ・公共土木施設被害状況の把握に関すること
- ・災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

【北部農と緑総合事務所】

- ・山地災害に関すること

【池田保健所】

- ・災害時における保健衛生活動に関すること

1-4-3 箕面警察署

- ・災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ・交通規制・管制に関すること
- ・警察業務の広域応援等の要請・受入れに関すること
- ・遺体の検視（検案）等の措置に関すること
- ・犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- ・災害資機材の整備に関すること

1-4-4 指定地方行政機関

【国土交通省近畿地方整備局（猪名川河川事務所、大阪国道事務所）】

- ・直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事
- ・応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事
- ・直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事
- ・指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事
- ・災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事
- ・直轄公共土木施設の二次災害の防止に関する事
- ・直轄公共土木施設の復旧に関する事

【農林水産省近畿農政局大阪地域センター】

- ・応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄に関する事
- ・災害時における主要食糧の需給調整（米穀の供給、緊急引渡し）に関する事

1-4-5 自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）

- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- ・府・市その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

1-4-6 指定公共機関及び指定地方公共機関

【西日本電信電話株式会社（大阪支店）】

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ・応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ・津波警報、気象警報の伝達に関する事
- ・災害時における重要通信に関する事
- ・災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ・被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事

【関西電力株式会社】

- ・ 電力施設の整備と防災管理に関すること
- ・ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
- ・ 災害時における電力の供給確保に関すること
- ・ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

【大阪ガス株式会社】

- ・ ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
- ・ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ・ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

【地方鉄道及び乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄株式会社、阪急バス株式会社）】

- ・ 鉄道施設の防災管理に関すること
- ・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

【日本赤十字社（大阪府支部）】

- ・ 災害医療体制の整備に関すること
- ・ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- ・ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ・ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- ・ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- ・ 救助物資の備蓄に関すること

【郵便事業株式会社・郵便局株式会社（箕面郵便局）】

- ・ 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
- ・ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること

1-4-7 本市の防災体制において重要な役割を担う機関等

【一般社団法人箕面市医師会】

- ・ 災害時における医療救護の活動に関すること
- ・ 負傷者に対する医療活動に関すること

【一般社団法人箕面市歯科医師会】

- ・ 災害時における医療救護の活動に関すること
- ・ 負傷者に対する医療活動に関すること

【一般社団法人箕面市薬剤師会】

- ・ 災害時における医療救護の活動に関すること
- ・ 災害時における医薬品の確保及び被災者への投薬に関すること

【社会福祉法人箕面市社会福祉協議会】

- ・ 災害時要援護者にかかる継続的支援に関すること
- ・ ボランティアの育成及び受け入れ及び総合調整に関すること

【箕面FMまちそだて株式会社】

- ・ 防災知識の普及等に関すること
- ・ 災害情報の放送等に関すること
- ・ 被害放送施設の復旧事業の推進に関すること

1-4-8 地区防災委員会及び自治会等の地域コミュニティ

【地区防災委員会】

- ・ 地域防災力の向上に関すること
- ・ 大規模地震時の安否確認、救助、避難所運営及び在宅被災者支援等の主導・統括に関すること

資料編 2-16 地区防災委員会の活動イメージ

【自治会等の地域コミュニティ】

- ・ 地域防災力の向上に関すること
- ・ 大規模地震時の安否確認、救助、避難所運営及び在宅被災者支援等に関すること

- ・風水害時の住民間の避難支援等に関する事

1-4-9 防災上重要な施設の管理者

- ・施設の防火管理、防災対策に関する事
- ・従業員等に対する防災教育訓練に関する事
- ・被災施設の応急対策に関する事
- ・従業員等及び施設利用者に対する避難誘導等の安全対策に関する事
- ・帰宅困難となった従業員等及び施設利用者の一時滞留に関する事

特に、石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵または取り扱いを行う施設の管理者にあつては、

- ・施設周辺住民に対する安全対策に関する事

1-5 自然条件と災害想定

1-5-1 自然条件

1-5-1-1 位置及び面積

市は、大阪府の西北端に位置し、北緯34° 49'、東経135° 28'、東西7.1km、南北11.7km、面積47.84km²で、周囲は、西部を池田市、兵庫県川西市に、東部を茨木市に、南部を豊中市、吹田市に、北部を豊能町に接している。

1-5-1-2 地形

市は、大阪平野の北辺に位置し、市域の約3分の2が山地によって占められている。そのうち北部には、丹波山地に続く北摂山地が連なり、南部の千里丘陵の間に市街地が位置しており、北部より山地、台地、低地と次第に高度が下がる地形を示している。

北部にある北摂山地では、山頂300m～600mの急峻な山地地形が広がっており、また山地間を流下する河川は、険しい溪谷を刻んでいる。北摂山地と

千里丘陵に挟まれた低地帯には標高100m～130mの山麓緩斜面が東西に連なっている。さらにその低地帯の大半を占める標高100m程度の台地及び浅い谷底平野は、南ないし南西に張り出し、大阪湾に向かう諸河川によって刻まれている。

1-5-1-3 地質

北摂山地を構成する地質は、中生代ジュラ紀以前に形成した丹波層群（砂岩、頁岩）チャートと、一部、古大阪層群（礫・砂主体、淡水粘土を挟む）が分布する。

北摂山地の南縁の一部には、第四紀鮮新世～更新世に形成した大阪層群（海成粘土、砂礫の互層、砂、礫等の未団結堆積物）が分布し、千里丘陵においても、この時代に形成した大阪層群が分布している。

北摂山地と千里丘陵との間の緩斜面及び台地は、扇状地性、河川堆積物である高位または中・低位段丘層（礫主体）が分布している。

河川沿いには、沖積層（軟弱な粘土層、砂層）が堆積している。これらは軟弱ないし緩い地盤を形成している。

1-5-1-4 気象

市は、瀬戸内海型の気候区に属し、年平均気温 17℃前後、年間降水量 1,100 から 1,600 mm程度の穏やかな気候である。

1-5-2 災害の想定

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を踏まえ、福井県に所在する原子力発電所において事故が発生した場合を想定した。

1-5-2-1 想定災害

この計画で想定する災害は次のとおりである。

- ・地震災害

- ・風水害（台風による災害／集中豪雨等異常降雨による災害）
- ・市街地における大規模火災
- ・山林における大規模火災
- ・事故等による災害
- ・原子力事故による災害

1-5-2-2 地震被害想定

この計画では、大阪府が実施している地震被害想定調査結果を基礎データとして地震被害を想定する。

ただし、最大避難所生活者数については、備蓄及び避難所機能の整備等、長期スパンで進める重要施策に影響を及ぼすことから、これまでに想定された最大規模（有馬高槻断層帯地震において約 2 万人）で固定して、各種施策を進めるものとする。

資料編 4-1 地震被害想定

* 想定地震

- | | |
|------------|----------|
| (内陸直下型地震) | (海溝型地震) |
| ・上町断層帯地震 | ・南海トラフ地震 |
| ・生駒断層帯地震 | |
| ・有馬高槻断層帯地震 | |

1-6 大阪府地域防災計画との関係、計画の修正

1-6-1 大阪府地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、大阪府地域防災計画（以下「府計画」という。）と整合性を有するものとする。

また、この計画に明記のない事項については、原則として府計画に基づくものとし、応急復旧対策等において、府計画による対応が不可能または状況に対して著しく不合理な場合には、市長または市災害対策本部長の判断により対応するものとする。

1-6-2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

計画を修正した時は、大阪府防災会議に事後報告を行い、同会議から助言、勧告等があった場合は、次の計画修正に反映する。

1-7 南海トラフ地震防災対策推進地域指定による地震防災対策計画

1-7-1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

箕面市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 1 4 年法律第 9 2 号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

1-7-2 南海トラフ地震防災対策計画の位置付け

南海トラフ地震特措法第 5 条第 1 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体は、地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携・協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっている。

箕面市においては、南海トラフ地震による津波被害が想定されていないため、上記②を定める必要はない。

また、南海トラフ地震による本市の被害想定は、本市に最大被害想定をもた

書式変更: インデント : ぶら下げインデント : 0.77 字, 左 1.14 字, 最初の行 : -0.77 字

削除: .

らす有馬高槻断層帯地震を上回らないことから、上記①③④⑤については、本計画「**2 災害予防対策**」及び「**3 災害応急対策**」において定めるものとする。

1-8 箕面市立地適正化計画における防災の視点

平成 28 年 2 月に策定した箕面市立地適正化計画においては、居住誘導区域（市民の居住を誘導すべき区域）に次のエリアを含まないこととしている（法令の規定により居住誘導区域に含むことが出来ないものを含む）。

- ・ 建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域のうち、同条第 2 項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- ・ 災害危険区域（都市再生特別措置法で居住誘導区域に含まないこととされている区域を除く）
- ・ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域
- ・ 土砂災害防止法施行前に公表された土砂災害危険箇所など

